

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に基づく地方
公共団体実行計画)

鶴田町地域脱炭素実行計画

(鶴田町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編))

令和7年度～令和12年度

令和7年4月策定

青森県鶴田町

本計画は、(一社)地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である令和5年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)により作成されました。

目次

第1章 実行計画策定の背景.....	1
1. 気候変動の影響	1
2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向.....	1
3. 地球温暖化対策を巡る国内の動向.....	2
4. 地球温暖化対策を巡る青森県の取組.....	5
5. 脱炭素に関する技術動向.....	6
6. 区域施策編の概要.....	12
第2章 計画の基本的事項.....	15
1. 計画の趣旨	15
2. 対象とする範囲	15
3. 対象とする温室効果ガス.....	15
4. 二酸化炭素排出量の算定方法.....	15
5. 計画期間	16
6. 上位計画及び関連計画との位置付け.....	17
第3章 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況.....	18
1. 鶴田町の基礎情報.....	18
2. 鶴田町のこれまでの取組と温室効果ガス排出量.....	25
第4章 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減目標.....	27
1. 目標設定の考え方と排出目標量.....	27
2. 脱炭素社会実現を想定した将来推計.....	27
第5章 目標達成に向けた取り組み.....	30
1. 取組の基本方針・役割.....	30
2. 鶴田町における具体的な取組内容.....	31
第6章 促進区域の設定.....	38
1. 促進区域の概要	38
2. 本町における促進区域.....	38
3. 環境保全、地域経済及び社会の持続的発展に資する取組.....	39
第7章 推進体制と進捗管理.....	40
1. 推進体制	40
2. 進捗状況の指標	41
3. 点検・評価・見直し体制.....	41

第1章 実行計画策定の背景

1. 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

令和3年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の強さや頻度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まること、それらに伴って水稲や果樹への被害や、熱中症の増加等、人々の健康に対する悪影響が増加することが予測されています。

2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいてCOP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。

パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分に下回る1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

3. 地球温暖化対策を巡る国内の動向

(1) エネルギー基本計画

エネルギー基本計画とは、エネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）に基づいて少なくとも3年ごとに検討を加え、必要に応じて変更し、閣議決定を求めることが定められている、日本のエネルギー政策の中長期的な方針を示す重要な計画です。

令和2年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌令和3年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030（令和12）年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

こうした状況を受け、第6次エネルギー基本計画においても、安定供給の確保やエネルギーコストの低減（S+3E）に向けた取組を大前提として、2050年カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応、また2050年を見据えた2030年に向けた政策対応が大きく取り上げられ、日本の掲げる「2050年カーボンニュートラル」を前提とする電源構成目標が定められました。

(2) 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策計画とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、以下「地球温暖化対策推進法」という）の第8条第1項及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」（平成27年12月22日地球温暖化対策推進本部決定）に基づき策定される政府の基本計画で、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量に関する目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について記載されています。

令和3年6月には地球温暖化対策推進法が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を令和7年度までに95%、令和12年度までに100%とすることを目指し、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

令和3年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030（令和12）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度から従来の26%削減から引き上げ46%削減することを目指すという新たな削減目標も示され、2030（令和12）年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、令和元年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、令和6年9月30日時点においては1122地方公共団体と加速度的に増加しています。尚、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1億2,000万人を超える計算になります。

青森県内は、全40自治体のうち、八戸市、七戸町、つがる市、深浦町、佐井村、五所川原市、六ヶ所村、風間浦村、外ヶ浜町、弘前市、三戸町、青森市、中泊町、五戸町、横浜町の15自治体が2050年ゼロカーボンシティを表明しています。



出典：環境省（2024）「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」
<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

図1-1 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

表1-1 2050年二酸化炭素実質ゼロを表明した東北地方の自治体

青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
八戸市 七戸町 つがる市 深浦町 佐井村 五所川原市 六ヶ所村 風間浦村 外ヶ浜町 弘前市 三戸町 青森市 中泊町 五戸町 横浜町	久慈市 二戸市 洋野町 一戸町 軽米町 葛巻町 九戸村 野田村 普代村 八幡平市 宮古市 一関市 紫波町 釜石市 岩泉町 大船渡市 盛岡市 矢巾町 陸前高田市 遠野市 田野畑村 雫石町 奥州市	気仙沼市 富谷市 美里町 仙台市 岩沼市 名取市 多賀城市 登米市 塩竈市 亘理町 白石市 角田市 利府町 大崎市 川崎町 松島町 栗原市 石巻市 丸森町	大館市 大潟村 鹿角市 大仙市 湯沢市 由利本荘市 秋田市 男鹿市 三種町 北秋田市	東根市 米沢市 山形市 朝日町 高島町 庄内町 飯豊町 南陽市 川西町 鶴岡市 尾花沢市 白鷹町 最上町 天童市 寒河江市 上山市 河北町 金山町 舟形町 大江町 遊佐町 戸沢村 長井市 西川町	郡山市 大熊町 浪江町 福島市 広野町 檜葉町 本宮市 喜多方市 白河市 会津若松市 飯館村 南相馬市 三島町 いわき市 柳津町 須賀川市 塙町 磐梯町 浅川町 会津美里町 天栄村 北塩原村 二本松市

表1-2 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

(3) GX2040ビジョン

GX2040ビジョンとは、経済社会の大変革と脱炭素の取組を一体的に検討し、2040年を見据えた国家戦略のことです。

2050年カーボンニュートラル等の国際公約と、産業競争力の強化や経済成長を実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のグリーントランスフォーメーション（GX）投資が必要になるとされています。令和5年2月にGX実行会議の下で取りまとめられ

たGX実現に向けた基本方針が閣議決定され、これに基づいて令和5年5月には脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年5月19日法律第32号、通称：GX推進法）が成立しました。また電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）、原子力基本法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規法）、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（再処理法）についても、この方針に基づいてそれぞれ改正されました。このように、脱炭素に加えてエネルギー安定供給、経済成長を同時に実現するべく政策が展開されており、産業構造、産業立地、エネルギーを総合的に検討し、より長期的視点に立った国家戦略として議論が進められています。

4. 地球温暖化対策を巡る青森県の取組

青森県では、2001年4月に県内における地球温暖化対策を計画的・体系的に推進する計画として「青森県地球温暖化防止計画」を、2011年3月には二期目の計画として「青森県地球温暖化対策推進計画」を策定し、取組を進めてきました。その後、国内外の情勢を踏まえ、2018年3月に同計画を改定し、青森県における温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で31.0%削減することを目標とし、事業者の省エネ対策推進や県民の環境配慮行動の促進等の取組を推進してきました。

2021年3月には「青森県気候変動適応取組方針」が策定され、気候変動による被害の回避・軽減に向けた適応策の検討や取りまとめが進められています。

2023年3月には脱炭素社会の実現に向けて再び計画を改定し、青森県における温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で51.1%削減すること、2050年にカーボンニュートラルを達成するという高い目標を設定することになり「徹底した省エネルギー対策の推進」「再生可能エネルギー等の導入拡大」「吸収源対策の推進」「環境教育・県民運動の推進」という4つの方針に基づいて、様々な取り組みが進められています。また、この計画は地球温暖化対策推進法第21条第3項で策定することが義務付けられた「地球温暖化 対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」に位置付けられています。

5. 脱炭素に関する技術動向

(1) 再生可能エネルギー

再生可能エネルギー電源、特に適地が多い太陽光発電と風力発電、バイオマス発電は各国・各地域で急速に導入が進んでいます。日本でも同様に導入や次世代技術の開発が行われており、2050年のカーボンニュートラルに向けた取り組みが着々と進められています。

日本の太陽光発電は2012年の固定価格買取制度開始を背景に、広大な敷地を開発するメガソーラーが多数開発されました。しかし、メガソーラー開発に適した土地が少なくなってきたことや電力の買取価格が低下してきたことにより、建物等の屋根に設置し、蓄電池を併用して自家消費する利用方法が増えています¹。また、従来の「シリコン系太陽電池」と比べて軽量かつ小型化が可能な次世代の太陽電池である「ペロブスカイト型太陽電池」の社会実装が官民連携で進められています²。



出典：資源エネルギー庁（2024）「日本の再エネ拡大の切り札、ペロブスカイト太陽電池とは？（前編）～今までの太陽電池とどう違う？」

https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/perovskite_solar_cell_01.html

図1-2 ペロブスカイト型太陽電池の種類

風力発電は、陸地に風車を設置する陸上風力がまず開発がすすめられました。近年は海上に風車を設置する洋上風力発電の建設が進められており、2020年代後半の運転開始が予定されています。この洋上風力発電のうち、海底に風車を固定せず、海上に浮かせて設置する浮体式洋上風力発電も導入が検討されており、欧州を中心に急速に拡大しています。また風車の規模は大きいほど発電量当たりの価格が低下するとされていることから、大型

¹ 一般社団法人 太陽光発電協会（2023）「太陽光発電の現状と 自立化・主力化に向けた課題」
https://www.meti.go.jp/shingikai/santei/pdf/088_01_00.pdf

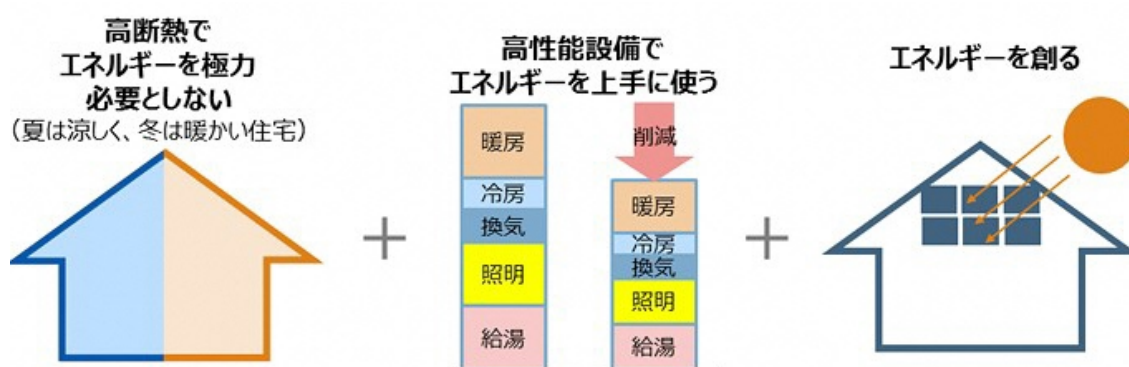
² 資源エネルギー庁（2024）「日本の再エネ拡大の切り札、ペロブスカイト太陽電池とは？（後編）～早期の社会実装を目指した取り組み」
https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/perovskite_solar_cell_02.html

化が進んでいます³。

バイオマス発電は元々、廃棄物を燃焼するものが主でしたが、固定価格買取制度の開始以降、木材等を利用するものが増加しました。一部の発電所では燃料となる木材や排泄物を近くの山林や地域の酪農家化から調達されており、地域の課題解決や産業の活性化にもつながっています⁴。

（２）生活にかかわる取組

私たちの生活に近い分野では、住宅分野での取組が挙げられます。住宅分野では、断熱性能と省エネ性能を高めてエネルギーの消費量を減らし、太陽光発電等でエネルギーを創ることで実質的にエネルギー消費がゼロになる「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）」の導入が進められています。また住宅に限らない商業施設等の建物でも上記と同様の「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）」についても基準が設けられ、建設される事例が増えてきました。



出典：資源エネルギー庁「家庭向け省エネ関連情報 省エネ住宅」

<https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html>

図1-3 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の概略

自動車分野では、ハイブリッド車や電気自動車の販売台数が、短期的な足踏みはあるものの伸び続けており、特に電気自動車はアメリカや中国で新興メーカーが続々と勃興し、

³ 資源エネルギー庁 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第24回)「資料1 これまでの洋上風力政策の進捗」

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/024.html

⁴ 農林水産省(2021)「バイオマス発電で実現！エネルギーの地産地消でまちを元気に！」

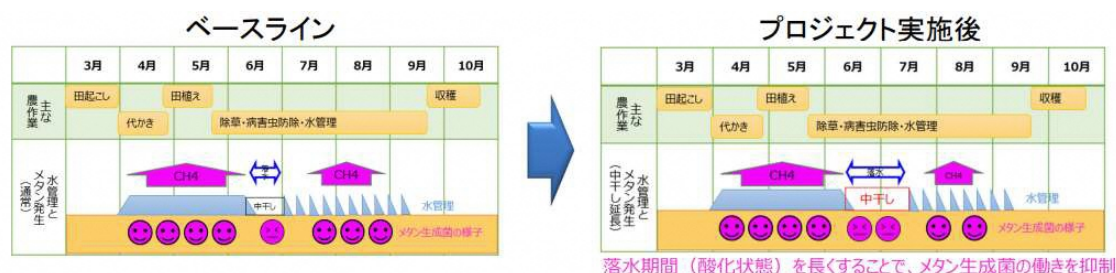
https://www.maff.go.jp/j/pr/aff/2112/spe1_02.html#main_content

急速に利用が拡大しつつあります。また、電気自動車は蓄電池としての活用も期待されており、自治体によっては災害時のエネルギー供給源としての役割も想定して導入されるケースがあります。

（３）産業分野での取組

産業分野では前述したような省エネの取組のほかにも、各分野で様々な取り組みが行われています。

農業では主にメタン排出量の削減に関する取組が進められています。水田では土壌に含まれる有機物や、肥料として与えられた有機物から、嫌気性菌であるメタン生成菌の働きにより、温室効果ガスであるメタンが発生しており、日本のメタン排出量の約4割を占めています。水田からのメタンの発生を減らすには、落水期間を長くすることが重要であることがわかっており、水稻栽培における中干しの期間を延長することにより、メタン発生量を削減できることが確認されています。中干しの期間を延長したメタンの削減量をJ-クレジット制度⁵を利用して販売し、取組を行った農家へ還元する取り組みも進んでいます。



出典：農林水産省（2023）「プレスリリース：J-クレジットにおいて「水稻栽培による中干し期間の延長」が新たな方法論として承認されました！」

<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/b_kankyo/230301.html>

図1-4 水稻栽培における中干し期間の延長のイメージ

また、水素は燃料時に二酸化炭素を排出しないことから、様々な分野で活用されることが期待されています。燃料電池自動車等、運輸業の中でも重量の大きなトラックや列車、大型船舶では水素燃料を利用するシステムが検討されており、実用化に向けて取組が進められています。また水素を化石燃料と混ぜた混焼、または水素のみを利用する専燃という形で発電に利用することも計画されており、国内の重工メーカーが実機実証を行っています。さらに鉄鋼業ではコークスという炭素の塊を使用することから、鉄鋼業界の二酸化炭素排出量は製造業全体の約35%を占めます。このため、コークスの代替材料として水素を

⁵ J-クレジット制度：省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

利用する取り組みが進められています。

（４）循環型社会

地球温暖化、資源の枯渇、廃棄物処分場の逼迫等の問題から循環型社会の構築が求められています。例えば、金属は製錬する際に比エネルギー由来の大量の二酸化炭素を排出します。このためすでにリサイクルが行われていますが、その多くは不純物等が混ざって品質の劣化し、同じ製品の原料にはできない「カスケードリサイクル」になっています。現在は品質を保ち、再び同じ種類の製品を製造する「水平リサイクル」の技術の開発・導入が進められています。またペットボトル等のプラスチックでも同様の取組が進められており、リサイクル素材と植物由来素材を組み合わせ、2030年までに化石燃料由来の原料の新規使用をゼロにすることを宣言した企業も現れています。

表1-3 地球温暖化に関する年表

年	日本・世界の動き
1980年代	〈世界〉 ■ 1985年：気候変動に関する科学的知見整理のための国際会議 ・地球温暖化に関する初の国際会議 ■ 1988年：大気汚染に関する国際会議 ・温室効果ガスを2005年までに1986年比20%削減を提案 ■ 1988年：気候変動に関する政府間パネルIPCCを設置
1990年代	1990年：京都議定書基準年 〈世界〉 ■ 1992年：国連環境会議（ブラジル リオデジャネイロ） ・気候変動枠組条約を締結、155か国が署名 ■ 1994年：気候変動枠組条約の発効 ■ 1997年：気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で「京都議定書」を採択 ・各国ごとに法的拘束力のある温室効果ガスの削減目標を設定。日本は基準年比6%減 〈日本〉 ■ 1990年：地球温暖化対策防止行動計画を策定 ・温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための方針及び取り組むべき対策の全体像が示された ■ 1998年：地球温暖化対策推進大綱を策定 ■ 1998年：地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）の制定 ■ 1999年：地球温暖化対策に関する基本方針を策定
2000年代	〈世界〉 ■ 2005年：京都議定書の発効 ■ 2007年：IPCCが第4次報告書を提出 ・地球温暖化が、人為起源の温室効果ガスの増加が原因の可能性がかなり高いと結論 ■ 2008年：京都議定書の第一約束期間開始（～2012年） ■ 2009年：G8ラクイラサミット ・2050年までに全世界で現状から温室効果ガス排出量を少なくとも半減、中でも先進国については80%以上の削減 〈日本〉 ■ 2005年：京都議定書目標達成計画を策定 ■ 2006年：新・国家エネルギー戦略 ・エネルギー問題と環境問題の一体解決による持続可能な成長基盤の確立等、3つの目標を掲示 ■ 2007年：21世紀環境立国戦略を策定 ・地球環境問題は、21世紀に人類が直面する最大の課題と認識 ・気候変動問題の克服に向けた国際的リーダーシップ等の8つの戦略を提示 ■ 2007年：クールアース50を発表 ・世界の温室効果ガス排出量を2050年までに現状比で半減させる長期目標を掲示

	■ 2008年：福田ビジョン ・ 2050年までの長期目標として温室効果ガス排出量を現状から60～80%削減 ■ 2009年：麻生総理による中期目標の発表 ・ 温室効果ガス排出量を2005年比15%削減（1990年比8%減） ■ 2009年：国連気候変動サミット ・ 温室効果ガス排出量を1990年比25%削減（鳩山総理）
2010年代以降	〈世界〉 ■ 2010年：COP16カンクン合意の採択 ・ 発展途上国向けの気候変動適応計画の策定等 ■ 2015年：国連サミットで持続可能な開発のための2030アジェンダ ・ 気候変動への対処を含む17の持続可能な開発目標（通称：SDGs）を掲げる ■ 2015年：COP21パリ協定の採択 ・ 2020年以降の地球温暖化対策に関する新たな国際的枠組みの採択 ・ 世界共通の長期目標として産業革命以前から地球の平均気温を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追及すると明記 ■ 2016年：パリ協定の発効 ■ 2019年：COP26 ・ パリ協定の1.5℃目標の達成に向けて、今世紀半ばのカーボンニュートラルと、2030年に向けて野心的な対策を各国に求めることが盛り込まれた 〈日本〉 ■ 2011年：東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の発生 ■ 2012年：再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入開始 ■ 2016年：地球温暖化対策計画を閣議決定 ・ パリ協定等を踏まえた、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画 ■ 2016年：持続可能な開発目標（SDGs）実施指針の決定 ・ 8つの優先課題を定め、日本の取組の指針を決定。 ■ 2018年：気候変動適応法の施行 ■ 2018年：気候変動適応計画を閣議決定 ・ 気候変動適応に関する施策の推進 ■ 2020年：日本のNDC（国が決定する貢献）の地球温暖化対策推進本部決定 ・ 脱炭素化に向けての方針を決定する会議体が結成 ■ 2021年：地球温暖化対策計画の閣議決定 ・ 2030年に46%以上の温室効果ガスの削減目標を、2050年までの脱炭素化を目指すことを表明 ■ 2022年：地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の開始 ■ 2023年：脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）の成立 ・ GXを総合的かつ計画的に推進するための戦略の策定・実行を明記

6. 区域施策編の概要

(1) 地方公共団体における区域施策編

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条に基づき、地方公共団体の温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」といいます。）のための措置に関する計画「地方公共団体実行計画」を策定するものとされています。地方公共団体実行計画には、地方公共団体の事務及び事業に関する計画である『事務事業編』と、区域における総合的な計画である『区域施策編』があります。

『事務事業編』は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画です。全ての地方公共団体に策定が義務付けられています。

一方『区域施策編』は、地球温暖化対策推進法第21条第3項において、都道府県、指定都市、中核市及び特例市に策定することが義務付けられている、区域の自然社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画です。尚、令和3年6月に地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が公布され、改正後の地球温暖化対策推進法第21条第4項により、市町村は区域施策編の策定を行うよう努めることとされています。

(2) 区域施策編の策定主体

区域施策編は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市をいう。以下同じ。）に策定と公表が義務付けられ、市町村（指定都市等を除く。）においても策定と公表に努めることとされています。

令和5年10月現在、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市では区域施策編の策定率が100%となっており、その他の市町村についても35.1%（575自治体）が策定しています。

(3) 区域施策編の策定目的

区域施策編は、地球温暖化対策計画に即し、その区域の自然的社会的条件に応じて「温室効果ガスの排出量の削減」等を推進するための総合的な計画です。計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めます。

「温室効果ガスの排出量の削減」の取組として再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成等について定めます。

（４）区域施策編の効果

区域施策編の策定は、区域内の温室効果ガスの排出量が削減される効果があるのは当然として、地域の抱える社会的・経済的課題も同時に解決する効果も期待され、自立した持続可能な地域づくりに役立つと考えられます。

地球温暖化対策推進法第21条の第5項において、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」となるよう努めることが求められています。

（５）脱炭素による地方創生の実現へ ―地域循環共生圏―

地球温暖化対策以外の、地域の課題解決や活性化につなげ、持続可能な地域づくりにつなげるためには、地域準環共生圏の考え方を踏まえる必要があります。脱炭素の事業を、環境・社会・経済課題の同時解決する「ローカルSDGs事業」となるように、事業スキームを組み立てることが重要です。そのためには、地域の中と外の異分野・異業種の人たちと協同し、地域の経済循環を強くする形で事業を生み出し続ける必要があります。

地域循環共生圏の考え方で取り組む脱炭素



出典：環境省ローカル SDGs―地域循環共生圏<<http://chiikijunkan.env.go.jp/>>

図1-5 地域循環共生圏の考え方で取り組む脱炭素イメージ

（６）区域施策編の策定条件の改正

区域施策編は「地球温暖化対策計画」に即し策定することが地球温暖化対策推進法第21条第3項及び第4項により義務または努力義務とされています。

平成27年12月のパリ協定の採択を受け、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画である「地球温暖化対策計画（政府実行計画）」の策定が政府により進められました。

令和3年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われ、新たな地球温暖化対策計画は、2050年カーボンニュートラルの達成という長期目標と、当該目標に総合的で野心的な中期目標として2030（令和12）年度において温室効果ガス46％削減（2013（平成25）年度比）に向けて挑戦を続けるという新たな削減目標が位置付けら

れることとなっています。

2022年4月より施行された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律において、区域施策編に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとされました。

（7）区域施策編のPDCA

区域施策編の策定・実施の体制構築に当たっては、各地方公共団体において実施している別計画におけるPDCAの実態を把握した上で、今後のあるべき姿を検討し、それに沿った体制を構築する必要があります。

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の趣旨

鶴田町地域脱炭素計画（鶴田町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)）（以下「本計画」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第4項に基づいて策定されるものです。また「気候変動適応法」の第12条に基づく地域気候変動適応計画としても位置づけます。

わたしたちの生活や経済活動から温室効果ガスは排出されることから、様々な主体による活動すべてが地球温暖化の進行に影響を与えています。また地球温暖化による影響は平均気温の上昇や台風・大雨による豪雨被害、農作物への被害等の形で、すでに私たちの生活や経済活動において顕在化しつつあり、その被害は世界中に広がっています。

こうした状況を踏まえ、この問題を一部の団体や事業者のみで解決するのではなく、本町すべての人々が環境意識を持ち、町全体で温暖化対策に取り組むことで、将来にわたって住みよい鶴田町を、ひいては青森県、日本、そして世界を作り上げていくことを目的としています。

2. 対象とする範囲

本計画の対象地域は本町全域とし、町民の生活や事業活動、行政の事務事業等、町内のあらゆる活動における排出される温室効果ガス排出量削減のための取組を対象とします。

また本計画では温室効果ガス排出削減にかかわる「緩和策」に加え、既に顕在化しつつある地球温暖化による影響を軽減するための「適応策」にも取り組むこととします。

3. 対象とする温室効果ガス

町には、麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院等が存在しないため、メタン（CH₄）や一酸化二窒素（N₂O）等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄）のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

4. 二酸化炭素排出量の算定方法

本計画における二酸化炭素排出量の算定は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer4.7」（令和3年1月 環境省・経済産業省）に基づき、次のように算定します。

二酸化炭素排出量（t-CO₂）＝燃料等の使用量（単位：ℓ、kg）× 二酸化炭素排出係数

※二酸化炭素排出係数＝（液体・気体燃料）単位発熱数 × 炭素排出係数 × 44／12

表2-1 各種燃料の二酸化炭素排出係数

燃料等種別	単位発熱量	炭素排出係数	二酸化炭素排出係数
A重油	39.1 GJ/KL	0.0189 tC/GJ	2.710 kg- CO ₂ /L
灯油	36.7 GJ/KL	0.0185 tC/GJ	2.489 kg- CO ₂ /L
ガソリン	34.6 GJ/KL	0.0183 tC/GJ	2.322 kg- CO ₂ /L
軽油	37.7 GJ/KL	0.0187 tC/GJ	2.585 kg- CO ₂ /L

表2-2 電気の二酸化炭素排出係数

年度	二酸化炭素排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	備考
2013年	0.600	国の基準年度
2030年	0.250	本計画の目標年度

5. 計画期間

本計画は、基準年度⁶を平成25年度、計画期間を令和7年度から令和12年度（目標年度）までの6年間とし、また、基準年度である平成25年度から比較して国が定める目標年度2030（令和12）年度において、二酸化炭素排出46%削減の目標達成を目指し、2050年度にて努めていくものとします。

尚、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

表2-3 第4次鶴田町地球温暖化対策実行計画の期間

2013 平成25	2021 令和3	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11	2030 令和12
基準 年度			鶴田町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)					目標 年度
	第4次 事務事業編 基準年度	鶴田町 第4次事務事業編						

⁶ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準とする年度をいう。

6. 上位計画及び関連計画との位置付け

地球温暖化対策推進法には、地方公共団体の責務として、「都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。」と定められています。

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第4項に基づく地球温暖化対策実行計画として、また、最上位計画である「第6次鶴田町総合計画」に即して策定します。

また本計画に先んじて策定された「鶴田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を併せて、鶴田町内の温室効果ガスの削減に向けた取り組みを推進します。

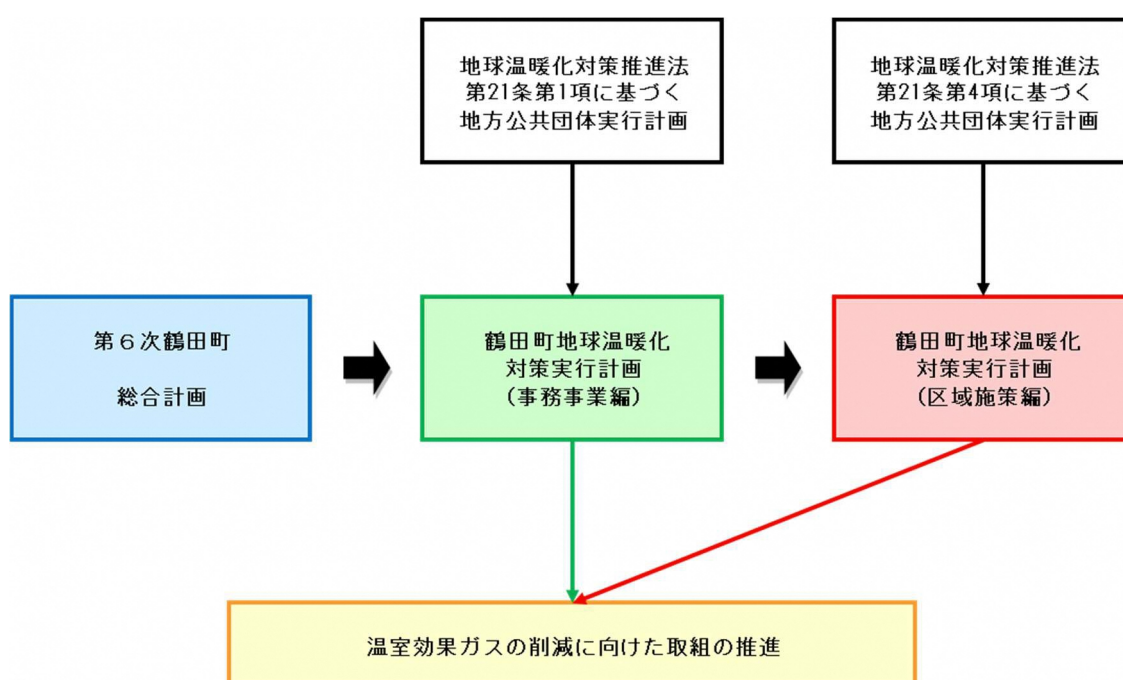


図2-1 鶴田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の位置づけ

第3章 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況

1. 鶴田町の基礎情報

（1）地形・地理

本町は青森県西部の津軽平野に位置し、平野全体を潤す岩木川が南北に流れ、豊かな田園風景が広がる美しい町です。町内には南北にJR五能線、国道349号線が通っており、町の中心には陸奥津軽駅があります。

面積は46.43km²で、北はつがる市と五所川原市、南は弘前市と板柳町に隣接しています。弘前市との間には青森県下最大の人造湖である廻堰大溜池があり、津軽富士と称えられる岩木山の見晴らしがよいことから津軽富士見湖ともよばれています。

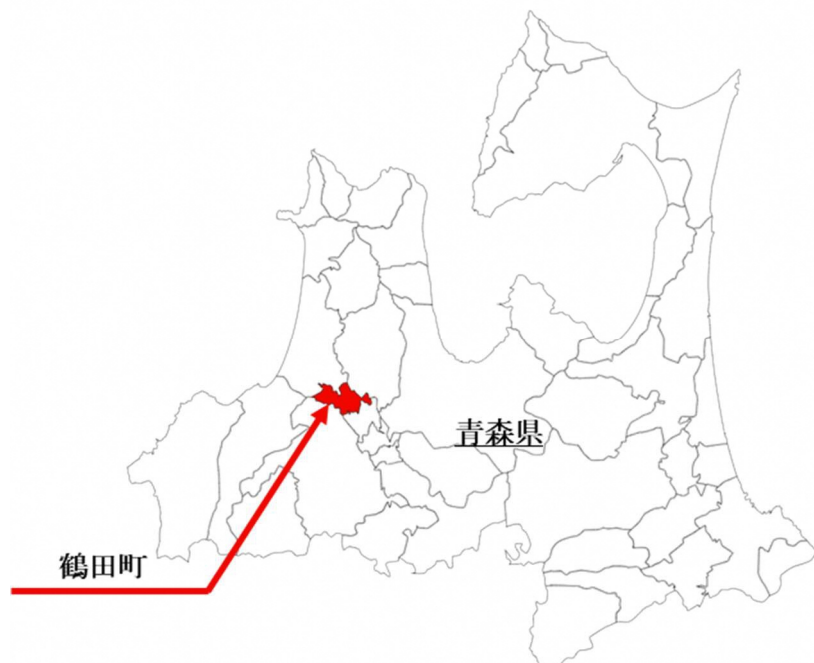


図3-1 鶴田町の位置

(2) 気候

本町と隣接し、気候特性が近い五所川原のアメダスによると、本町の年平均気温は10.6℃であり、青森市の10.7℃とほぼ同等です。冬期は日本海から湿った空気が流れ込むため降雪が多く、年間の積雪の深さの合計は543cmで、青森市の567cmよりやや少ないですが、札幌や仙台等、他の東北・北海道の都市を上回っています。大陸の発達した高気圧の影響で吹く強い北西の季節風の影響で、地吹雪が発生することもあります。

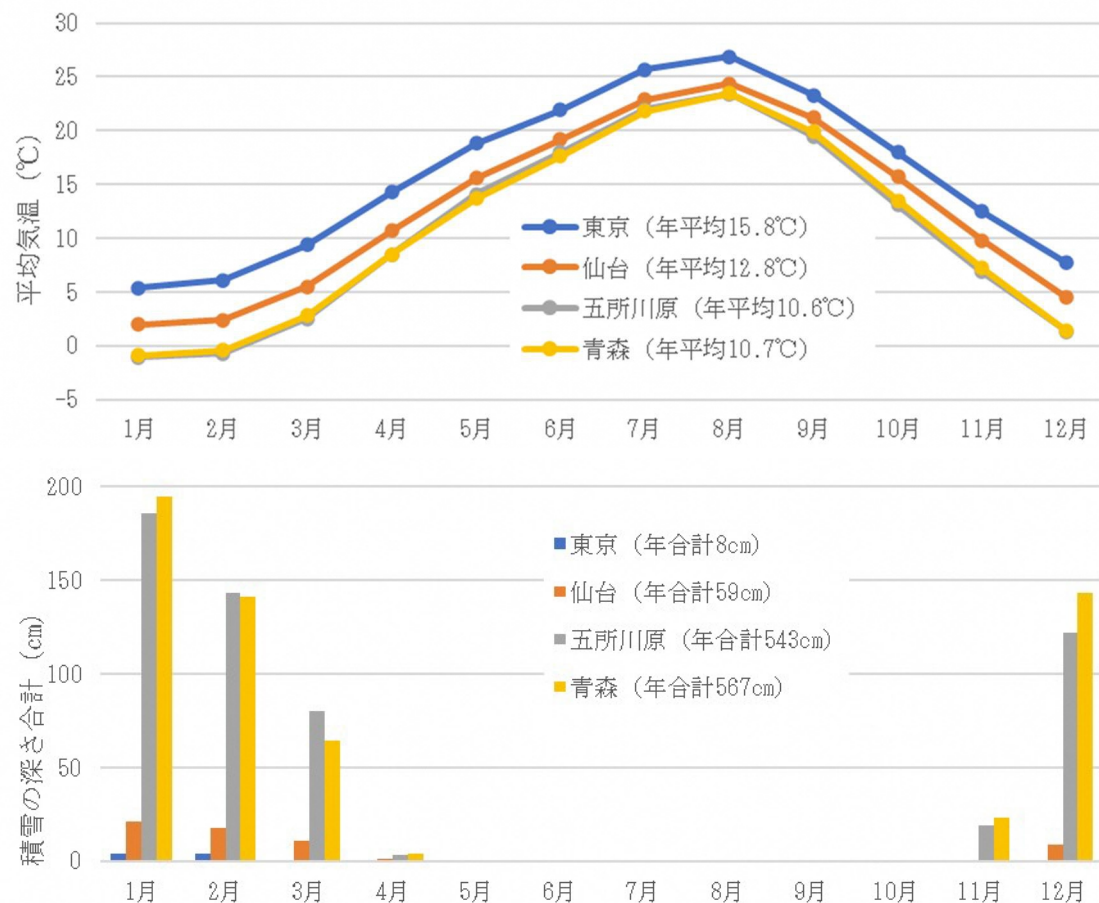


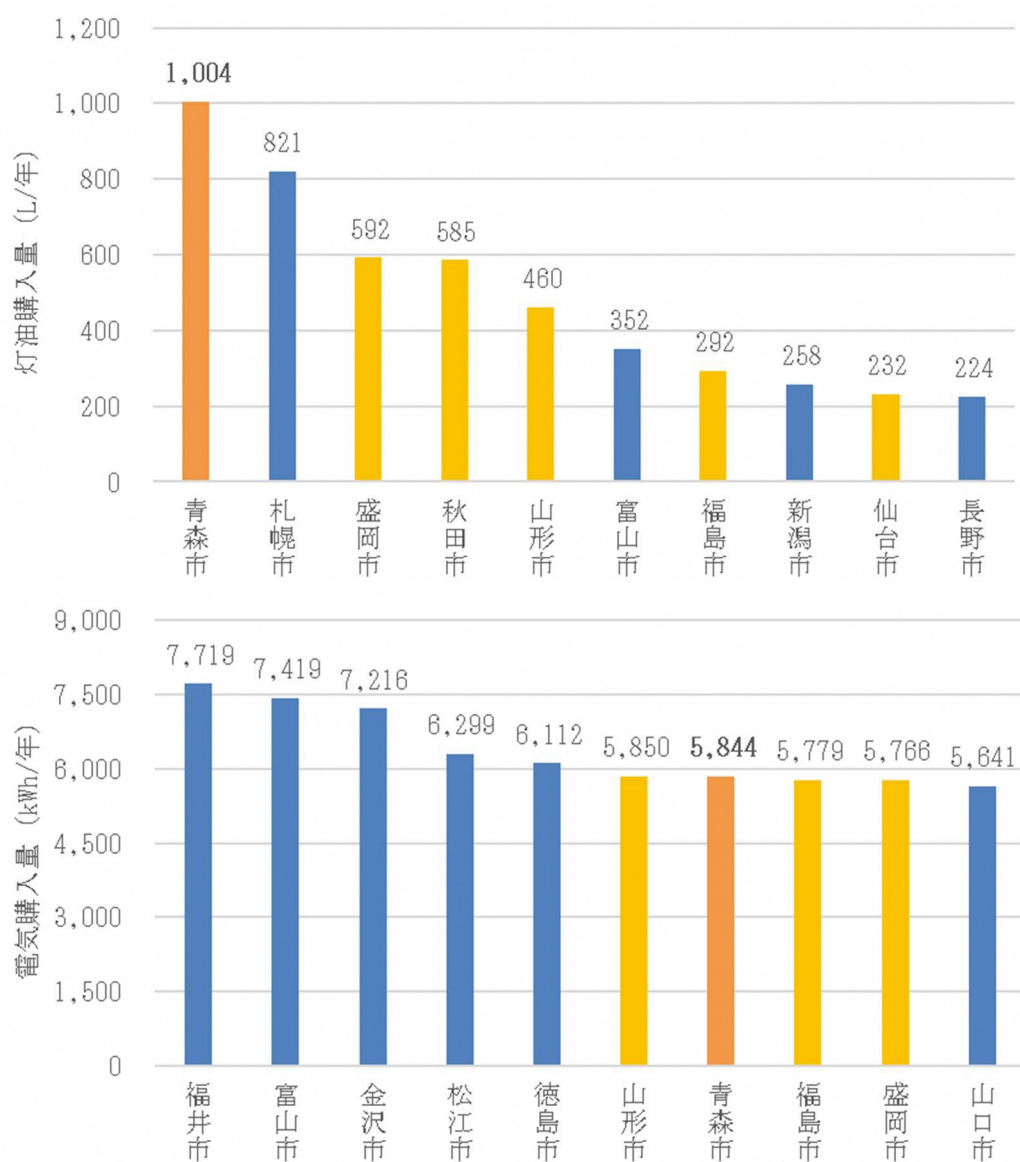
図3-2 五所川原のアメダスデータ
(上図：平均気温、下図：積雪の深さの合計)

(3) 光熱費

鶴田町と気候や住宅構造が近い青森市では灯油を年間1,004kL消費しており、都道府県庁所在市の中で最も多く、電気の購入量については7番目に多くなっています。

電気の購入量が多くなっている背景として、原油価格高騰等により化石燃料の代替エネルギーとして、オール電化住宅の普及等をはじめとする電力等への切り替えが進んだためとされています。また、灯油及び電気の合計購入量は、都道府県庁所在市の中で青森市が最も高額です。

前述のとおり気候や住宅構造が近い鶴田町でも同様であると考えられます。



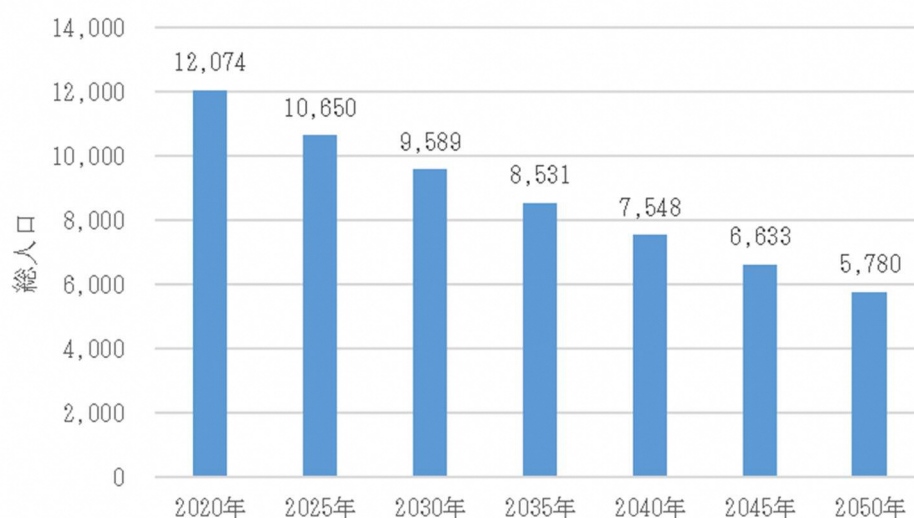
出典：総務省（2021）「家計調査 第6表 都市階級・地方・都道府県庁所在市別1世帯当たり年間の品目別支出金額，購入数量（二人以上の世帯）」

図3-3 県庁所在地別の灯油（上図）及び電気（下図）の購入量（上位10市）

（４）人口・世帯数

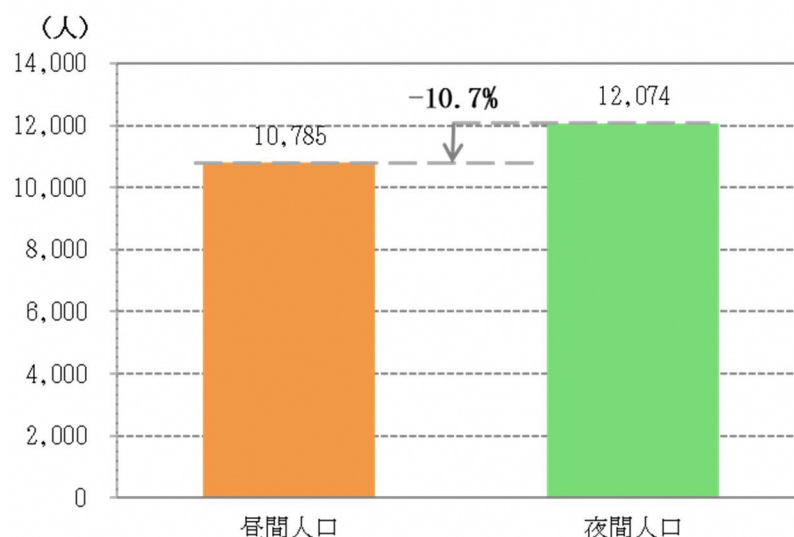
令和2年国勢調査では、鶴田町の人口は12,074人、世帯数は4,256世帯となっています。過去半世紀にわたって人口が減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では今後も一貫して減少し続け、2050年には現在の人口の約半分である5,780人となるとされています。

また、鶴田町における2020年の昼間人口は10,785人、夜間人口は12,074人となっており、夜間人口が昼間人口よりも多いベッドタウン的な特徴があることがわかります。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

図3-4 鶴田町における将来人口推計



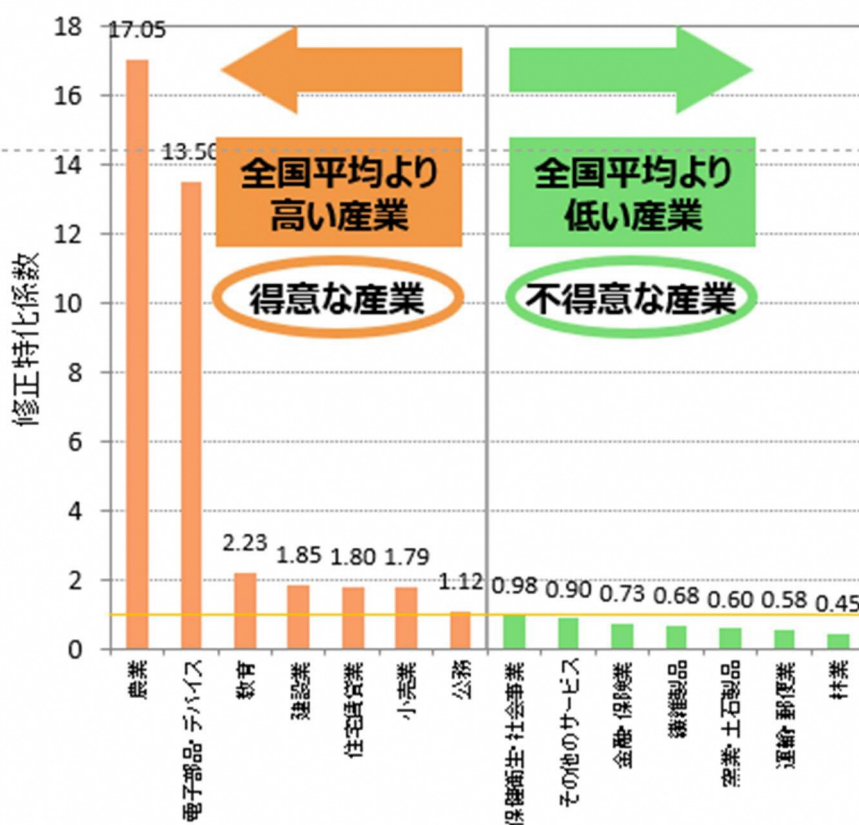
出典：環境省・(株)価値総合研究所「地域経済環境分析2020年試行版Ver7.0」より抜粋

図3-5 鶴田町の昼間人口・夜間人口（2020年）

（５）産業と所得循環

鶴田町の就業者数は、第１次産業が2,016人、第2次産業が1,135人、第3次産業が 3,035人の計6,208人です。農家数は1,031戸、民間事業所数は402件です。

鶴田町の産業別修正特化係数⁷を見ると、農業と電子部品・デバイス等の２部門が全国平均よりも特に高いことがわかります。また、鶴田町の付加価値額は286億円で、産業別付加価値構成比⁸では農業、住宅賃貸業、電子・デバイス等の順にシェアが大きく、特に農業が全国の産業別付加価値構成比と比較すると高いです。以上のことから、鶴田町の得意な産業は農業であるといえます。また、鶴田町内外の生産、分配、支出における所得の流入出や産業内取引（循環構造）のうち、エネルギー代金の町外への流出は約10億円となっています。

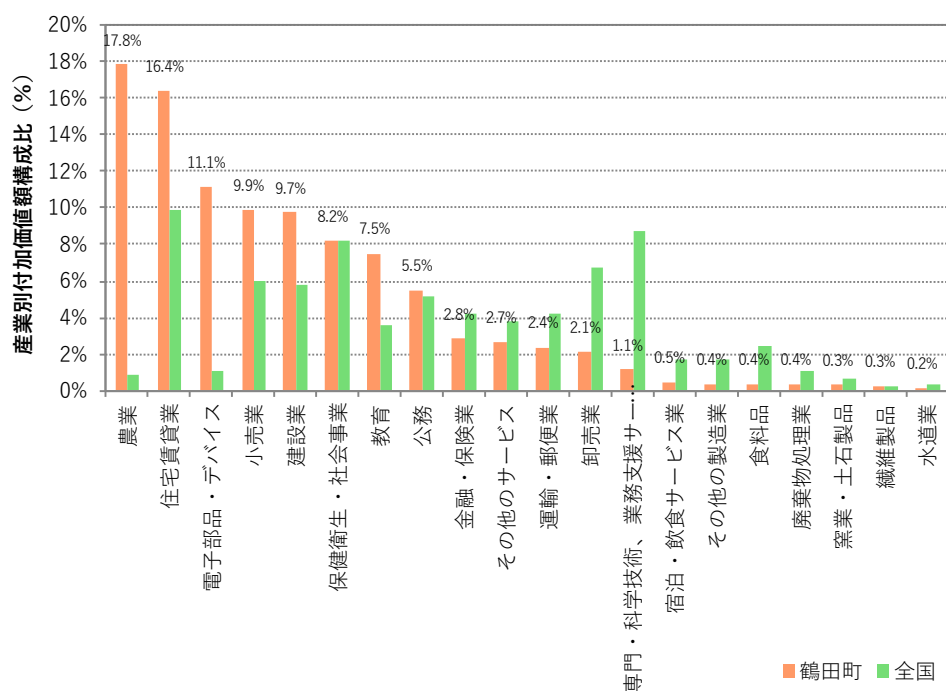


出典：環境省・(株)価値総合研究所「地域経済環境分析2020年試行版Ver7.0」より抜粋

図3-6 鶴田町の産業別修正特化係数（生産額ベース）

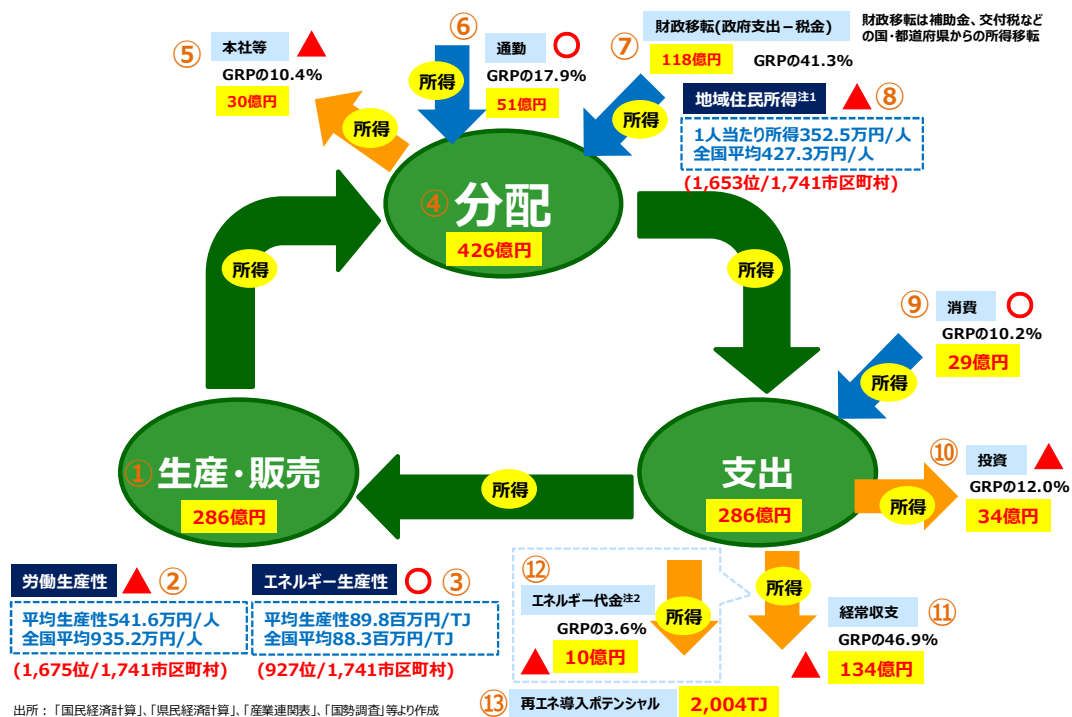
⁷ 産業別修正特化係数とは地域の産業別の生産額のシェアと全国の産業別の生産額のシェアを比較した係数で、1を上回る産業が全国と比べて域内のシェアが大きく得意な産業といえます。

⁸ 産業別付加価値構成比とは各産業が生み出す付加価値の割合を示す指標です。この割合の大きな産業はその域内で得意な産業といえます。



出典：環境省・(株)価値総合研究所「地域経済環境分析2020年試行版Ver7.0」より抜粋

図3-7 鶴田町の産業別付加価値構成比



出典：環境省・(株)価値総合研究所「地域経済環境分析2020年試行版Ver7.0」より抜粋

図3-8 鶴田町の所得循環構造

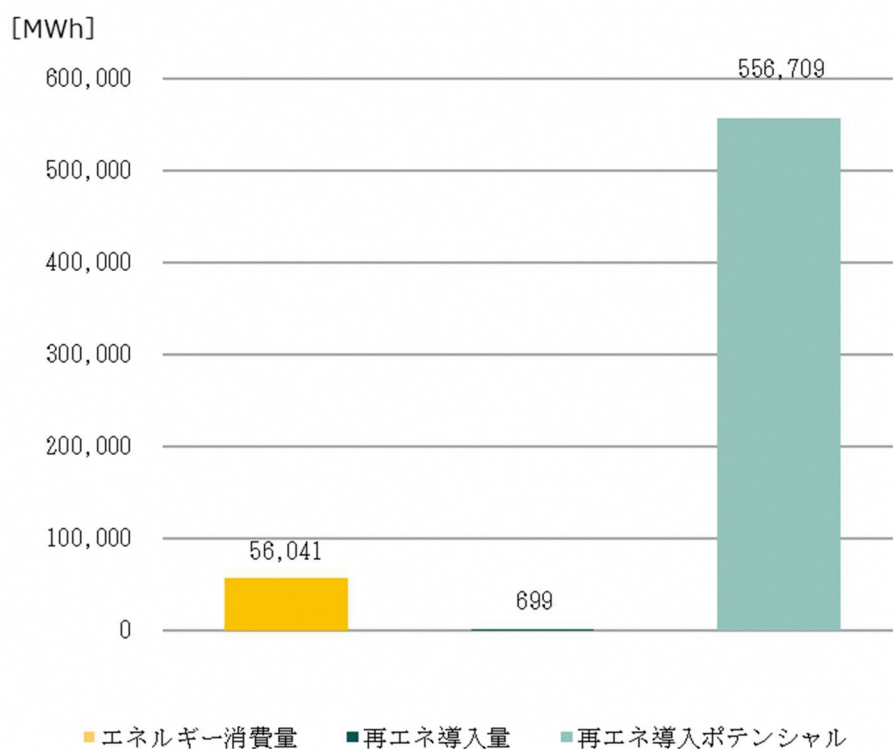
(6) 再生可能エネルギーのポテンシャル

環境省の自治体カルテから、設備容量の導入ポテンシャルは、太陽光発電が合計452,426kWと最も多く、風力発電（陸上）が14,300kW、地熱発電が0kWとなり、合計で466,726kWとなっています。また、町内には東北電力（株）の北津軽変電所が所在します。再生可能エネルギー発電のポテンシャル量は556,709MWhで、令和4年度における鶴田町のエネルギー消費量56,401MWhの約10倍となっています。

表3-1 鶴田町の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

区分	太陽光発電		風力発電 (陸上)	地熱発電	合計
	建物系	土地系			
設備容量 (kW)	85,197	367,229	14,300	0	466,726
年間発電電力量 (MWh)	100,830	430,007	25,870	2	556,709

出典：環境省「自治体排出量カルテ① CO2排出量の現状把握」より抜粋



出典：環境省「自治体排出量カルテ① CO2排出量の現状把握」より抜粋

図3-7 鶴田町の再生可能エネルギー発電のポテンシャル量及び電力使用量

2. 鶴田町のこれまでの取組と温室効果ガス排出量

(1) 今までの取組

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成19年12月に「鶴田町環境保全率先行動計画（鶴田町地球温暖化対策推進実行計画）」を策定したのを皮切りに、平成25年3月に第2次鶴田町地球温暖化対策推進実行計画、平成29年3月に第3次、令和4年7月に第4次（令和5年11月に改定）をそれぞれ策定し、地球温暖化対策に邁進してきました。

(2) 現在の温室効果ガス排出量

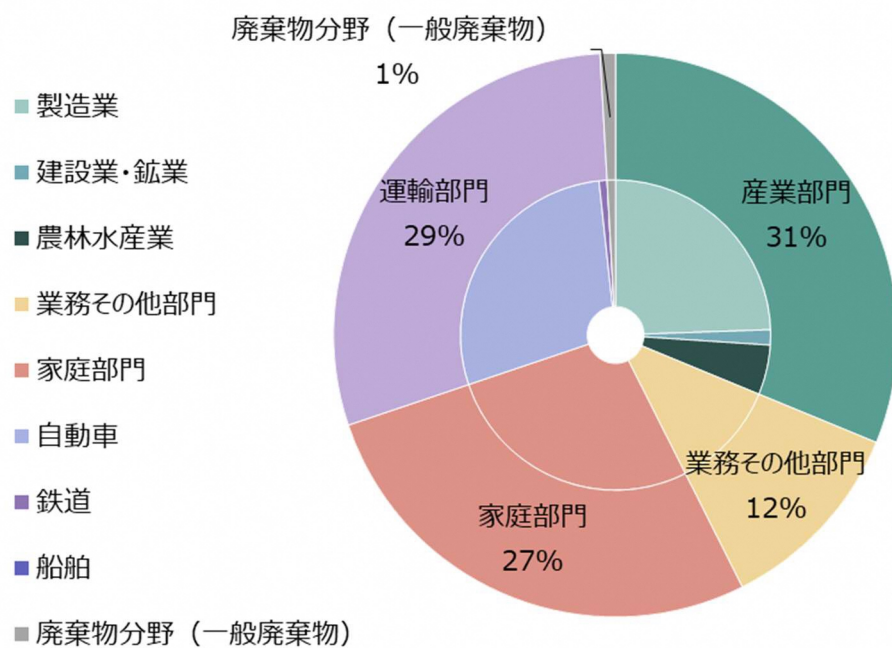
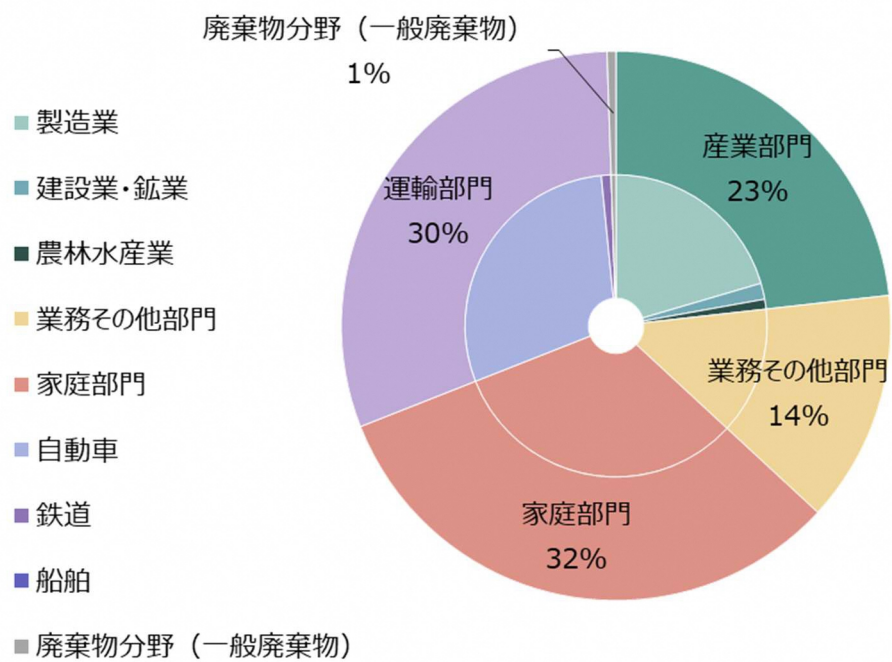
基準年度となる2013年度の温室効果ガスの排出量は約10.4万t-CO₂でした。部門別にみると家庭部門が最も大きく、次いで運輸部門の自動車、産業部門の製造業、業務その他部門に排出量が多くなっています。

2021の排出量は約8.76万t-CO₂で、基準年度と比べて排出量は16%減少しました。業務その他部門、家庭部門での減少量、減少率が大きい一方で、製造業ではほぼ横ばい、農林水産業では基準年度と比べて316%と大幅に増加し、産業部門全体では増加傾向です。また廃棄物分野においても排出量が増加しています。

表3-1 鶴田町の部門別温室効果ガス排出量

	平成25年度		令和3年度		基準年からの 増減率(%)
	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	
産業部門	24,132	23%	27,361	31%	13%
製造業	21,253	20%	21,423	24%	1%
建設業・鉱業	1,787	2%	1,397	2%	-22%
農林水産業	1,092	1%	4,540	5%	316%
業務その他部門	14,184	14%	9,955	11%	-30%
家庭部門	33,395	32%	23,871	27%	-29%
運輸部門	31,637	30%	25,675	29%	-19%
自動車	30,555	29%	24,945	28%	-18%
旅客	13,176	13%	9,768	11%	-26%
貨物	17,379	17%	15,177	17%	-13%
鉄道	1,082	1%	730	1%	-33%
船舶	0	0%	0	0%	0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	544	1%	767	1%	41%
合 計	103,892	100%	87,629	100%	-16%

出典：環境省「自治体排出量カルテ① CO₂排出量の現状把握」より抜粋



出典：環境省「自治体排出量カルテ① CO2排出量の現状把握」より抜粋

図3-8 部門別温室効果ガス排出量の割合（上：2013年度、下：2021年度）

第4章 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減目標

1. 目標設定の考え方と排出目標量

地球温暖化対策計画（政府実行計画）等を踏まえて、現状趨勢ケースに対する鶴田町の温室効果ガスの排出削減目標を設定します。現状趨勢ケースとは、新たな温室効果ガス削減対策を実施しなかった場合の温室効果ガス排出量の推移を推計したもので、削減目標設定のための重要な数値となります。

わが国では、2021年に閣議決定された地球温暖化対策計画に基づき、2030年度において2013年度比46.0%の二酸化炭素排出量を削減することとしており、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すこととしています。

本町における温室効果ガス削減目標は、国の削減目標を上回る、2030年度における二酸化炭素排出量を2013年度比で50%削減し、2050年度までにカーボンニュートラルの実現を目指すこととします。

鶴田町	2030年度までに2013年度比で50%削減
削減目標	2050年度までにカーボンニュートラルを実現

2. 脱炭素社会実現を想定した将来推計

本町の現状趨勢ケースにおける温室効果ガスの排出量は、2030年度で約8万t-CO₂、2050年度で約6万t-CO₂になると推計されています（表）。人口減少が要因となって家庭部門を中心に温室効果ガス排出量は減少傾向にありますが、産業部門はおおむね横ばいと推計されており、排出量全体は2030年度、2050年度ともに目標には届きません。また森林吸収量が300t-CO₂/年(0.3%)と僅かです。

よって、上記の目標を達成するためにはさらなる削減施策が必要になります。政府及び青森県の部門毎の削減率を組み合わせ、50%とした場合のケースにおける各部門の削減目標量及び削減目標率は以下の表のようになります。削減目標率は家庭部門、業務その他部門、産業部門の順に大きく、それらに関する削減施策が必要になります。

尚、各部門のエネルギー消費量の推計方法は表のとおりです。

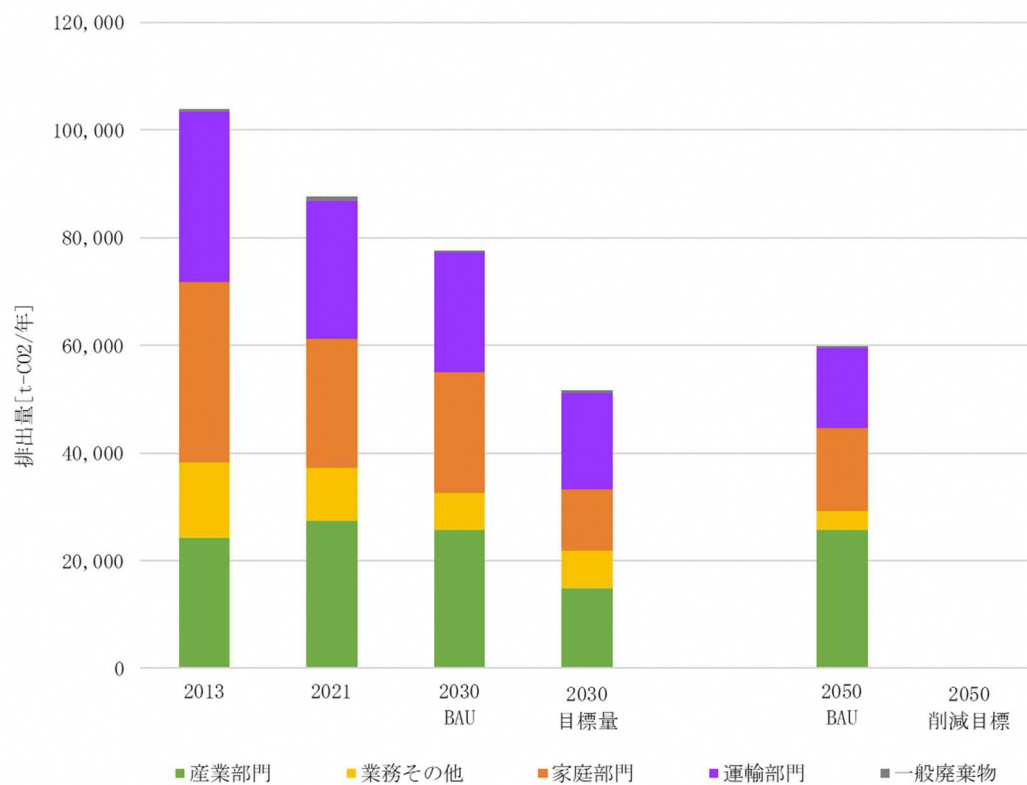


図4-1 鶴田町における部門別のCO2排出量の推移

表4-1 部門別の削減目標

	平成25年度	令和12（2030）年度	
	排出量（t-CO2）	削減目標量（t-CO2）	削減目標率（%）
産業部門	24,132	9,232	-38
業務その他部門	14,184	7,184	-51
家庭部門	33,395	21,995	-66
運輸部門	31,637	13,837	-44
廃棄物部門	544	44	-8
合計	103,892	52,292	-50

表4-2 各部門のエネルギー消費量の推計

部門		エネルギー消費量の推計方法
産業部門	製造業	都道府県別エネルギー消費推計（青森県） ÷ 青森県の製造品出荷額等 × 鶴田町の製造品出荷額等 × 44/12
	建設業・鉱業	都道府県別エネルギー消費推計（青森県） ÷ 青森県の建設業・鉱業他従業員数 × 鶴田町の建設業・鉱業他従業員数 × 44/12
	農林水産業	都道府県別エネルギー消費推計（青森県） ÷ 青森県の農業産出額 × 鶴田町の農林算出額 × 44/12
業務その他部門		都道府県別エネルギー消費推計（青森県） ÷ 青森県の従業者数 × 鶴田町の従業者数 × 44/12
家庭部門		都道府県別エネルギー消費推計（青森県） ÷ 青森県の世帯数 × 鶴田町の世帯数 × 44/12
運輸部門	自動車	全国の自動車車種別炭素排出量 ÷ 全国の自動車車種別保有台数 × 市区町村の自動車車種別保有台数 × 44/12
	鉄道	JRの年間燃料消費量 × 鶴田町の路線距離 ÷ 全路線距離

第5章 目標達成に向けた取り組み

1. 取組の基本方針・役割

(1) 基本方針

第3章から、寒冷地であること、全国と比べて光熱費が高いこと、夜間人口の多いベッドタウンであること、得意な産業は農業であること、また太陽光を中心に豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを有することが本町の特徴といえます。これらの特徴を踏まえ、第4章で示した目標達成に向けて、負担が少なく家庭で取り組みやすい施策、町内に豊富なポテンシャルのある太陽光発電の利活用、得意な産業である農業での施策等を、以下の5つの基本目標に分類して示します。

① 再生可能エネルギーの積極導入・利用促進
② 省エネルギーの推進
③ 循環型社会の構築
④ 産業・移動における環境活動
⑤ 厳気象に対する適応

(2) 各主体の役割

前章の目標達成に向けて、町民、事業者、町がそれぞれの役割を自覚し、温室効果ガス排出削減に主体的に取り組む必要があります。

◇ 町民

私たち一人ひとりの生活が温室効果ガス排出に深くかかわっています。特に本町では家庭部門からの排出量が多いため、町民による積極的な取組が不可欠です。このことを意識し、必要な知識の習得や日常生活でのごみの排出量の削減や省エネルギー行動に取り組めます。

◇ 事業者

事業活動のすべてが温室効果ガスの排出と深くかかわっています。事業活動において新技術や省資源・省エネルギー行動の導入に取り組み、積極的に温室効果ガスの排出量削減を図ります。また地域社会や町民が行う取組にも積極的に関与していきます。

◇ 町

「鶴田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」等に基づき、県や周辺市区町村と

連携しながら率先して温室効果ガスの排出削減に取り組みます。町民や事業者が温室効果ガスの排出削減に取り組むうえで必要な情報の提供や、啓発活動、また必要に応じて補助金交付を行う等、各主体の目標達成に向けて積極的に手段を講じます。

2. 鶴田町における具体的な取組内容

アンケート結果からは町民及び事業者では「LED照明」「太陽光発電設備」「住宅用蓄電池」への関心が高い結果となっていました。この結果を踏まえ、鶴田町における具体的な取り組みとして、以下の（１）～（５）に記載された施策を展開していきます。また、それぞれの施策を実行することによる温室効果ガス排出量の削減だけに留まらないメリットも併せて記載します。

（１）再生可能エネルギーの積極導入・利用促進

再生可能エネルギーは温室効果ガス排出削減に貢献するだけでなく、エネルギー源の多様化や地産地消にも資するものです。前述した本町における豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを有効に活用し、以下のような施策を展開します。

番号	施策	町民	事業者	町
1	太陽光発電及び蓄電池設備の導入（PPA事業を含む） ● 住宅、事業所、公共施設等の新築・増改築に合わせて積極的に導入します。町民及び事業者のいずれのアンケートでも関心の高い施策の1つでした。 ✓ エネルギーの地産地消 ✓ 光熱費削減の可能性 ✓ 災害時の非常電源（後述）	●	●	●
2	営農型太陽光発電の導入（資料2） ● 鶴田町に多い農地の有効活用するため、積極的に導入します。 ✓ 農業従事者の所得向上 ✓ 耕作放棄地の有効活用	●	●	●
3	太陽熱高度利用システムの導入 ● 住宅、事業所、公共施設等の新築・増改築に合わせて積極的に導入します。 ✓ エネルギーの地産地消 ✓ 光熱費削減の可能性	●	●	●
4	木質バイオマスエネルギー設備の導入 ● 住宅、事業所、公共施設等の新築・増改築に合わ	●	●	●

	せて薪ストーブやペレットストーブ等を積極的に導入します。 ✓ 林業の活性化による山林の適切な利用・管理			
5	未利用エネルギー活用の追求 ● 地中熱や下水熱等の未利用エネルギーの活用に関する情報収集や実装に努めます。		●	●
6	再生可能エネルギーの普及啓発 ● 世界や日本のエネルギー情勢の情報をわかりやすく町民・事業者に発信します。			●
7	補助金の周知及び交付 ● 国や県で行われている補助金について積極的に周知を図ります。また、導入促進に資する支援を国や県に対して継続的に要望します。			●
8	景観を考慮した再生可能エネルギー設備設置の啓発 ● 津軽富士見湖と岩木山の景観等に配慮した設置を啓発していくことで、再生可能エネルギーの導入と景観維持を両立します。			●

(2) 省エネルギーの推進

省エネルギーは本町の排出量で大きな割合を占める家庭部門や業務その他部門の取組として有効です。また比較的少ない費用負担で実行できるものも多く、どの主体も実行しやすい取組といえます。

番号	施策	町民	事業者	町
1	雪国型脱炭素住宅（ZEH）の普及 ● 住宅の新築時には高気密・高断熱な脱炭素住宅を検討します。町民アンケートでも関心の高い施策の1つでした。 ✓ 光熱費削減 ✓ 寒暖差による健康への悪影響の軽減	●		
2	建築物の省エネ化 ● 老朽化した公共施設や民間施設の新築・改修の際には、建物の断熱や省エネ設備の導入を検討します。 ✓ 光熱費削減		●	●
3	公用車のEV化とシェアリング利用 ● 公用車を更新する際には電気自動車（EV）を導入します。平常時のEVは、公用車として使用し、休日等の未使用時には町民や観光客向けのカーシェアとして利用してもらい、EV導入が少ない町民へのPR及びショーケースとします。 ✓ ガソリン代の削減 ✓ EV普及の促進	●		●
4	EV充電スタンドの設置 ● EV充電スタンドを事業所、公共施設に積極的に導入します。		●	●
5	次世代自動車に関する情報収集・周知 ● 電気自動車（EV）に限らず町内で導入可能な次世代型の自動車の情報を収集し、適宜周知を図ります。			●
6	省エネ診断の推進 ● エネルギーの無駄遣いや省エネに関するアドバイスを受けます。 ✓ 光熱費（事業費）削減		●	

7	高効率照明への切り替え ● 調光型LEDを導入することで照明の無駄遣いを減らします。町民及び事業者のいずれのアンケートでも特に関心の高い施策の1つでした。 ✓ 光熱費の削減	●	●	●
8	省エネ性能の高い家電への買い替え ● 家電を新調する際には省エネ性能の高い家電への買い替えを検討します。 ✓ 光熱費削減	●		
9	建物や敷地内の緑化推進 ● 敷地内や建物にグリーンカーテンを設ける等の緑化推進により日陰を作り出し、冷房機器の使用に伴う温室効果ガスの排出量を削減します。 ✓ 熱中症対策（後述）	●	●	●
10	家庭における省エネ活動の推進 ● 身近で簡単にできる省エネ活動を家庭で実行します（取組例は別紙） ✓ 光熱費（生活費）削減	●		

(3) 循環型社会の構築

ごみに混入したプラスチック等の焼却により発生する温室効果ガスや、製品の生産時に必要なエネルギー消費を抑えるためには、循環型社会の構築が不可欠です。ごみは町民の生活や事業者の事業活動から排出されるため、一人ひとりの行動が特に重要です。

番号	施策	町民	事業者	町
1	ごみの分別、減量化、資源化の徹底 ● 食品や物品を購入する際には必要な分量にすることを努めることでごみの排出量を減らします。また、ごみは適切に分別します。 ✓ 生活や事業における無駄の削減	●	●	●
2	ごみの分別、減量化、資源化の周知 ● ごみの分別方法やその必要性を町の広報活動によって周知します。			●
3	ペーパーレス化の推進 ● 電子データや電子メールを積極的に活用し、事業活動で消費する紙の量を削減します。 ✓ 印刷費用の削減 ✓ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進		●	●

(4) 産業・移動における環境活動

町民の生活や事業者の事業活動で排出される温室効果ガス削減のため、以下の施策を実行します。

番号	施策	町民	事業者	町
1	中干し延長の推進 ● 鶴田町では農業が盛んなため、田の中干し期間を延長することにより温室効果ガスの排出量を削減します。 ✓ 脱炭素を通じたブランド化 ✓ J-クレジット販売による所得向上	●	●	
2	公共交通の利用促進 ● 公共交通機関の利用が可能な場合は、自家用車ではなくバスや鉄道（五能線）を利用して移動します。 ✓ 利用者が低迷するバス・鉄道路線の維持と有効活用	●	●	●
3	自転車の利用 ● 短距離の移動では自家用車ではなく自転車を利用します。 ✓ ガソリン代の削減 ✓ 運動による健康維持	●	●	●
4	エコドライブ（資料1）の実践 ● 車を運転する際にはエコドライブを実践し、温室効果ガス排出量の抑制に努めます。 ✓ 燃費向上 ✓ 交通事故の減少	●	●	●
5	食品の地産地消 ● 町内・県内産、国内産の品物の購入や、町内の学校給食での地元食材の割合を増やすことにより、フードマイレージを削減します。 ✓ 地場産業の活性化	●		●

(5) 厳気象に対する適応

温室効果ガス排出削減を目的とした「緩和策」だけではなく、既に顕在化しつつある地球温暖化による影響から私たちの生活や健康を守ることも重要です。このため地球温暖化に対する「適応策」にも取り組みます。

番号	施策	町民	事業者	町
1	建物や敷地内の緑化推進 ● 敷地内や建物にグリーンカーテンを設ける等の緑化推進によって日陰を作り出し、熱中症対策を行います。 ✓ 冷房機器の使用に伴う温室効果ガスの排出量削減（前述）	●	●	●
2	防災情報の周知 ● 町の防災計画やハザードマップの周知に努めます。			●
3	防災活動への積極的な参加 ● 激甚化する豪雨や台風、豪雪による被害への備え、防災訓練等に積極的に参加します。	●	●	●
4	高温に適した品目・品種の農作物の検討 ● 高温に適した品目・品種を生産することで猛暑による農作物の不作や品質の悪化を抑制します。 ✓ 農作物の新たなブランドの育成	●	●	●
5	太陽光発電及び蓄電池設備の導入 ● 住宅、事業所、公共施設等の新築・増改築に合わせて積極的に導入し、災害時の非常電源として活用します。 ✓ エネルギーの地産地消（前述） ✓ 光熱費削減の可能性（前述）	●	●	●

第6章 促進区域の設定

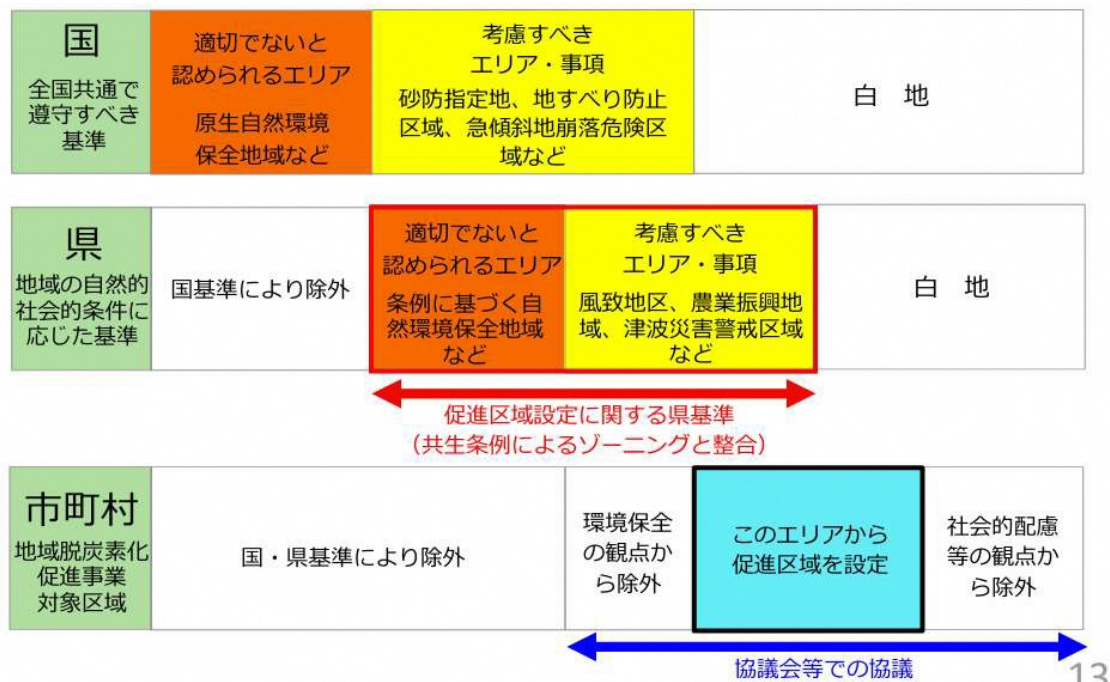
1. 促進区域の概要

2021（令和3）年5月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、第21条第5項において市町村が地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）を定めることが努力義務とされました。これは地域での合意形成や環境に適正に配慮する地域共生型の再生可能エネルギーを増やすことを目的とし、国は全国一律の環境配慮基準を、都道府県は地域の自然的社会的条件に応じた環境配慮基準をそれぞれ策定し、それらに基づいて市町村は促進区域を設定します。

青森県では「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例（仮称）」の制定と一体的に作業が進められており、2024（令和6）年度中に「青森県地球温暖化対策推進計画」の「別冊」として策定される予定です。

5 本県における促進区域設定に関する県基準の策定

○促進区域設定のイメージ



13

出典：令和6年度第1回青森県地球温暖化対策推進協議会「地域脱炭素化促進事業制度の概要と促進区域設定に係る県基準の策定について」

図6-1 促進区域設定のイメージ

2. 本町における促進区域

本町における促進区域を以下のように設定し、導入する再生可能エネルギー設備を太陽光発電設備とします。

尚、一般住宅や民間施設の屋根の上に設置する太陽光発電については促進区域の設定に関わらず推進するものとします。

(1) 町が所有する公共施設の屋根の上

町が所有する公共施設の屋根の上に自家消費型の太陽光発電を設置することとします。但し、指定管理や委託しているものについては、それぞれ関係者との協議・調整を行うこととします。

(2) 町が所有する未利用地

町が所有する土地のうち、未利用の土地に太陽光発電設備を設置することとします。但し、賃貸しているもの等は関係者との協議・調整を行うこととします。

(3) 農地または遊休農地・耕作放棄地

農地または遊休農地・耕作放棄地に太陽光発電設備を設置し、パネル下部等で同時に営農するソーラーシェアリングを実施することとします。

(4) 民間の未利用地等（例：駐車場、ため池、その他未利用地等）

民有地において太陽光発電設備を設置可能な場所において太陽光発電設備を設置することとします。

3. 環境保全、地域経済及び社会の持続的発展に資する取組

促進区域内で事業を実施する場合、それぞれ必要に応じて以下のような取組を求めることとします。

(1) 災害対策

本町から公表されているハザードマップから想定される浸水被害に対応可能な土地のかさ上げ工事等の災害対策を施すこととします。

(2) 蓄電池設備の設置

蓄電池設備を設置することで自家消費率を高め、また余剰電力が可能な限り地域内で消費されるよう努めることとします。

(3) 地域レジリエンスへの貢献

災害等による停電時に非常電源として活用できるよう、上記の蓄電池設備に加えて屋外コンセントや電気自動車の充放電設備を付帯させ、非常時に限り無償開放できるようにする等の地域のレジリエンス向上に資する計画とすることとします。

(4) 地域内の人材育成

地域内での人材育成や活用、地元人材の雇用に努めるものとし、地域の企業等と連携して事業を行う計画とします。

第7章 推進体制と進捗管理

1. 推進体制

本計画を実行するためには、町民や事業者が町と連携して取組を進めていく必要があります。このため、事務事業編を推進するために設置された「鶴田町地球温暖化対策庁内委員会」を活用し、計画の策定、見直し及び推進を図ります。以下の役割については事務事業編と同様です。

(1) 庁内委員会

町長を委員長、副町長及び教育長を副委員長とし、各課及び各施設の所属長の委員をもって組織し、計画の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。

(2) 委員

委員は、計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、計画の総合的な推進を図り点検を行います。

(3) 事務局

事務局を住民対策課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握するとともに、庁内委員会に必要な応じて報告する等、総合的な進行管理を行います。

(4) 推進責任者

各課及び各施設に 1 名配置します。基本的に、各課及び各施設の所属長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。区域施策編では幅広い分野で取組が行われるため、関連する所管部署同士の円滑なコミュニケーションが不可欠です。

2. 進捗状況の指標

本計画の進捗状況を把握する指標として、本町の地域特性に合わせて「二酸化炭素の排出量」「住宅への省エネ設備及び太陽光発電の導入件数」「中干しの取組件数」の3つを指標として設定します。

表7-1 指標管理のための指標

指標	二酸化炭素の排出量	住宅への太陽光発電の導入件数	中干しの取組件数
現状	87,628 (t-CO ₂)	19 (件)	0 (件)
2030年	52,292 (t-CO ₂)	50 (件)	10 (件)
設定根拠	政府目標を上回る2013年比50%削減	CO ₂ 排出量のうち家庭部門の割合が多く、夜間人口が多い	基幹産業が農業であり、対策が有効である。また脱炭素によるブランド付加が可能
推進方策	町民及び事業者による脱炭素の取組	政府補助金を活用しながら住宅への太陽光発電の導入	年始での説明会を開催
改善方策	脱炭素計画の推進	町報等での情報提供	農業委員会等での説明会開催

3. 点検・評価・見直し体制

計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

計画の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して委員会に報告します。委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

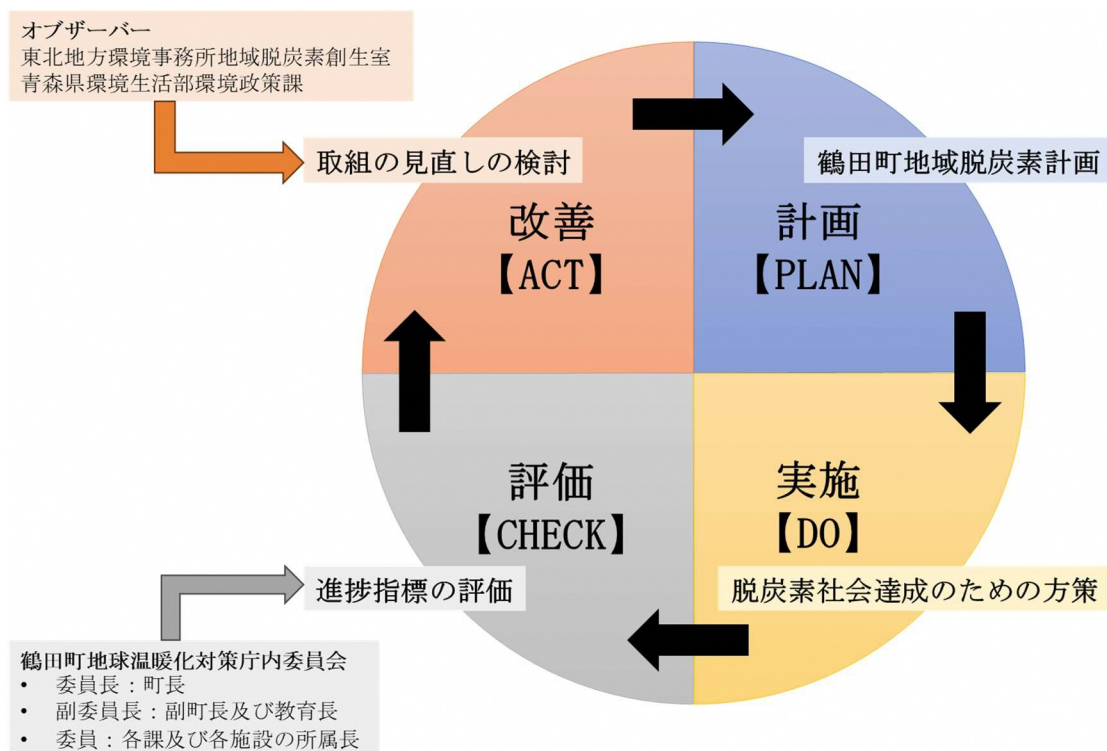


図7-1 進捗管理のための体制

以上